平成30年度 第9回西宮市農業委員会総会議事録

1. 日時: 平成30年12月20日(木) 午後2時30分から午後2時55分まで

2. 場所: 西宮市役所 東館 801会議室

3. 出席者:

【委員】(14名)

(会長) 1番 松本 俊治

(委員) 2番 中務 幸雄

3番 髙田 孝

4番 大前 有三

5番 二本松 義人

6番 松井 重治

7番 石田 隆文

8番 木田 佳文

9番 松本 弥生

10番 光岡 大介

11番 茶谷 巌

12番 奥村 幸弘

13番 庄治 郁夫

14番 前田 豊

【事務局】

(事務局長) 増尾 尚之 (課長補佐) 神田 武史(主査) 吉田 順二 (副主査) 東 孝二(産業文化局長) 太田 聖子 (産業部長) 部谷 昭治

4. 欠席者: 0名

5. 傍聴者: 0名

6. 議事案件:

【議案第9号】 農地法第5条の規定に基づく許可申請の件

<審議結果:承認>

【議案第10号】 非農地証明書交付の件

<審議結果:承認>

【報告第23号】 農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件

【報告第24号】 農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件

【報告第25号】 引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件

7. 議事内容

午後2時30分 開始

議長

委員の皆様、本日はご苦労様です。定刻となりましたので、只今から農業委員会総会を開会します。本日の出席委員は、過半数以上ですので農業委員会総会は成立いたしております。

それでは、議事録署名委員について、私から指名させていただくことにしてご異議ご ざいませんか

委 員

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、8番木田委員と9番松本委員を議事録署名委員に指名 しますのでよろしくお願いします。それではこれより議案審議に入ります。

まず、議案第9号「農地法第5条の規定に基づく許可申請の件」を上程します。 事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第9号「農地法第5条の規定に基づく許可申請の件」でございます。議案書1ページをご覧ください。

【議案書朗読】

申請地は市街化調整区域ですので、農業委員会が県知事に意見書を送付し、県知事が許可することになります。意見書送付に際しまして、「立地基準」と「一般基準」を満たしているかどうかを検討しますが、いずれかの基準を満たさない場合は許可はできません。資料のとおり本申請地は第3種農地に該当し「立地基準」は満たすものと考えています。また「一般基準」につきましては、書類審査により本計画については、賃借人の資力・信用に問題はなく、計画内容からも事業目的が果たされ、周辺農地への影響についても問題ないと判断されますので、許可相当と考えております。

以上で議案の説明を終わります。

議長

事務局の説明は終りました。次に地元委員の説明をお願いします。

庄治委員お願いします

庄治委員

議案第9号について説明します。添付の地図でもお解かりのとおり、申請農地につきましては、金仙寺湖から南南東へ550メートルのところにあります。申請農地の太陽光発電システムへの転用については、特に問題ないと思われます。

以上で地元委員の説明を終わります。

議長

地元委員の説明は終わりました。本件に対してご質問ご意見はございませんか。

員 (意見なし)

議長

委

無ければ、議案第9号「農地法第5条の規定に基づく許可申請の件」につきましては、 意見書を付けて県知事に進達することにご異議ございませんか。

委 員

(異議なし)

議長

ご異議がないようですので、議案第9号につきましては、県知事に進達することと します。続きまして、議案第10号「非農地証明書交付の件」を上程します。

事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第 10 号「非農地証明書交付の件」でございます。議案書 2 ページをご覧ください。 【議案書朗読】 それでは資料「西宮市農業委員会事務取扱要領9条1項抜粋」をご覧ください。

【資料朗読】

申請地につきましては、現地調査により現況が山林であることを確認し、国土地理院航空写真で平成7年10月14日時点で山林であったことを確認しました。よって第9条第1項の第4号(アに該当します。、つきましては非農地証明書を交付することについて問題ないと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議 長 事務局の説明は終りました。次に地元委員の説明をお願いします。

庄治委員お願いします

庄治委員 議案第10号について説明します。添付の地図でもお解かりのとおり、申請農地につきましては、船坂交差点から南東へ370メートルのところにあります。申請農地は、周囲を金網に囲まれ、農機具の搬入も困難で松の木などが生え、竹林に覆われて日当たりも悪く、20年以上耕作は出来ていないものと判断できます。

つきましては、申請地は農地への復元は著しく困難と思われますので、非農地証明 書を交付しても問題はないと考えます。以上で地元委員の説明を終わります。

議 長 地元委員の説明は終わりました。本件に対してご質問ご意見はございませんか。

委員 (意見なし)

議 長 無ければ、議案第 10 号「非農地証明書交付の件」につきましては、ご承認いただく こととしてご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第10号につきましては、交付することとします。 それではこれより報告案件に入ります。まず報告第23号「農地法第4条第1項第7号 の規定に基づく届出受理の件」を報告します。事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第23号「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」です。

【議案書朗読】

農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め法定要件を完備しておりましたので事 務局長専決により、届出を受理しましたのでご報告します。

議 長 事務局の報告は終わりました。本件に対しご質問はございませんか。

委員 (質問なし)

事務局

議長質問も無いようですので、本報告はこの程度にとどめます。続きまして、報告第 24号「農地法第5条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」を報告します。事務

局の報告をお願いします。

報告第24号「農地法第5条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」です。

【議案書朗読】

農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め法定要件を完備しておりましたので事 務局長専決により、届出を受理しましたのでご報告します。

議 長 事務局の報告は終わりました。本件に対しご質問はございませんか。

委員 (質問なし)

議 長 質問も無いようですので、本報告はこの程度にとどめます。続いて報告第25号 「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」を報告します。

事務局の報告をお願いします。

事 務 局 報告第25号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」です。

3

【議案書朗読】

調査の結果、すべて農地として耕作されていることを確認し、会長専決により、届 出を受理しましたのでご報告します。

議長

事務局の報告は終わりました。本件に対しご質問はございませんか。

上記議事録を正当と認め、署名する。

委 員

(質問なし)

議長

質問も無いようですので、本報告はこの程度にとどめます。

以上をもちまして本日予定しておりました議案審議並びに報告案件は全て終了しま した。これにて本日の定例農業委員会総会を閉会します。

午後2時55分 終了

(議長)	
	(EI)
(委員)	
	 E